

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

この計画は、福祉、保健、医療、介護、子育て、男女共同参画、人権など幅広い領域を含んでいます。そのため、計画の理念に沿って推進をするためには、町と町社会福祉協議会をはじめとして、住民、福祉関係団体、福祉施設、企業など、様々な主体が協働することが必要です。

また、個人、家族を含めた地域社会全体で共に支え合い、共に助け合うという考え方の普及を図ることが重要であるため、広報活動などを通じ広く住民参加を呼びかけるとともに、町と町社会福祉協議会が連携を強化し「地域共生社会」の実現に向けた推進体制を確立します。

2 計画の評価

計画の推進にあたっては、各分野の事業の実施状況や計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、柔軟に運用していきます。